

広島県告示第千九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十二年一月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一九一号

三 道路の区域

| 区 間 | | 新 | 旧 | 新旧の別 | 備考 |
|--|--|----------------|----------------|-----------------|--|
| 山県郡安芸太田町大字坪野字本郷四八四番七地先から 山県郡安芸太田町大字坪野字本郷四八四番七地先まで | | 一六・〇〇 一八・五〇 | 一六・〇〇 一五・〇〇 | 敷地の幅員 (メートル) | |
| | | 三七・五〇 | 三七・五〇 | 延長 (メートル) | |
| | | | | | 幅員減少 不用物件延長 三七・五〇 メートル 一般国道四三 三号と重複 |

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

| 区 間 | | 新 | 旧 | 新旧の別 | 備考 |
|--|--|----------------|----------------|-----------------|--|
| 山県郡安芸太田町大字坪野字本郷四八四番七地先から 山県郡安芸太田町大字坪野字本郷四八四番七地先まで | | 一六・〇〇 一八・五〇 | 一六・〇〇 一五・〇〇 | 敷地の幅員 (メートル) | |
| | | 三七・五〇 | 三七・五〇 | 延長 (メートル) | |
| | | | | | 幅員減少 不用物件延長 三七・五〇 メートル 一般国道二九 一号と重複 |